

第二ゆうゆうショートステイ事業所利用約款

(短期入所生活介護サービス・介護予防短期入所生活介護サービス)

(約款の目的)

第1条 第二ゆうゆうショートステイ事業所（以下「当事業所」という。）は、要支援状態または要介護状態（経過的要介護状態を含む）と認定された利用者（以下単に「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者が可能な限り自宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように、一定の期間、介護予防短期入所生活介護または短期入所生活介護を提供し、一方、利用者及び利用者の保証をする者（以下「保証人」）は、当事業所に対し、そのサービスに対する料金を支払うことについて取り決めることを、本約款の目的とします。

(適用期間)

第2条 本約款は、利用者が第二ゆうゆうショートステイ事業所（介護予防）短期入所生活介護利用同意書を当事業所に提出したのち、平成18年4月1日以降から効力を有します。但し、保証人に変更があった場合は、新たに同意を得ることとします。

2 利用者は、前項に定める事項の他、本約款、別紙1、別紙2及び別紙3の改定が行われない限り、初回利用時の同意書提出をもって、繰り返し当事業所を利用することができるものとします。

(利用者からの解除)

第3条 利用者及び保証人は、当事業所に対し、退所の意思表示をすることにより、利用者の居宅（介護予防）サービス計画にかかわらず、本約款に基づく入所利用を解除・終了することができます。なお、この場合利用者及び保証人は、速やかに当事業所及び利用者の居宅（介護予防）サービス計画作成者に連絡するものとします。
但し、利用者が正当な理由なく、（介護予防）短期入所生活介護サービス実施時間中に利用中止を申し出た場合については、原則、基本料金及びその他ご利用いただいた費用を当事業所にお支払いいただきます。

(当事業所からの解除)

第4条 当事業所は、利用者及び保証人に対し、次に掲げる場合には、本約款に基づく入所利用を解除・終了することができます。

- ① 利用者が要介護認定において自立と認定された場合
- ② 利用者の居宅（介護予防）サービス計画が作成されている場合には、その計画で定められた当該利用日数を満了した場合
- ③ 利用者の病状、心身状態等が著しく悪化し、当事業所での集団生活が困難（感染症の疑い等）・適切な短期入所生活介護の提供が困難と判断された場合
- ④ 利用者及び保証人が、本約款に定める利用料金を3か月分以上滞納し、その支払を督促したにもかかわらず10日間以内に支払われない場合
- ⑤ 利用者が、当事業所、当事業所の職員又は他の入所者等に対して、利用継続が困難となる程度の背信行為又は反社会的行為を行った場合
- ⑥ 天災、災害、事業所・設備の故障その他やむを得ない理由により、当事業所を利用させることができない場合

(利用料金)

第5条 利用者及び保証人は、連帯して、当事業所に対し、本約款に基づく（介護予防）短期入所生活介護の対価として、厚生労働大臣が定めた基準に基づいて計算された月ごとの合計額及び利用者が個別に利用したサービスの提供に伴い必要となる額の合計額を支払う義務があります。

- 2 当事業所は、利用者及び保証人が指定する送付先に対し、前月料金の合計額の請求書及び明細書を、毎月15日までに発行し送付します。利用者及び保証人は、連帯して、当事業所に対し、当該合計額をその月の月末までに支払うものとします。
なお、支払いの方法は、原則、金融機関口座自動払込みとし、その他の方法は、別途話し合いの上、双方合意した方法により行います。
- 3 当事業所は、利用者又は保証人から、1項に定める利用料金の支払いを受けたときは、利用者及び保証人が指定する指定する送付先に対して領収書を送付します。

(記録)

- 第6条 当事業所は、利用者の（介護予防）短期入所生活介護の提供に関する記録を作成し、その記録完結の日から2年間又は5年間保管します。
- 2 当事業所は、利用者が前項の記録の閲覧、謄写を求めた場合には、原則として、これに応じます。但し、保証人その他の者（利用者の代理人を含みます。）に対しては、利用者の承諾その他必要と認められる場合に限り、これに応じます。

(身体の拘束等)

- 第7条 身体拘束は、利用者の生活の自由を制限することであり、利用者の尊厳ある生活を阻むものです。当事業所は、入所者の尊厳と主体性を尊重するとともに、拘束を安易に正当化することなく、職員一人ひとりが身体的・精神的弊害を理解し、身体拘束廃止に向けた意識をもち、身体拘束をしない介護を実践します。
- 2 当事業所は、身体拘束の廃止に向けて関係職員が幅広く参加できるカンファレンス等を実施します。
 - 3 本人又は他の利用者の生命又は身体を保護するための措置として、緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は、関係職員を中心に十分検討を行い、身体拘束による心身の損害よりも、拘束をしないリスクの方が、高い場合で切迫性・非代替性・一時性の3要素の全てを満たした場合のみ、本人又は家族への説明と同意を得るものとします。
 - 4 前項の本人・家族への説明と同意に当たっては、拘束の必要な理由、方法、時間帯、解除予定日等を記載した書面により行ないます。
 - 5 身体拘束を行った場合は、その状況についての経過観察記録を作成するとともに経過について本人又は家族へ説明します。
 - 6 身体拘束解消後においても、身体拘束の妥当性の検証作業を実施するとともにその記録を作成します。

(苦情処理)

- 第8条 当事業所は、提供したサービスに関する利用者からの苦情に迅速かつ適正に対応するため、苦情を受け付けるための窓口を設置します。
- 2 当事業所は、提供したサービスに関し、保険者が行う文書その他物件の提出又は提示の要求、当該職員からの質問及び照会、保険者が行う調査に協力する。なお、保険者から指導又は助言を受けた場合には、それに従って必要な改善を行います。
 - 3 当事業所は、提供したサービスに関して、国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を受けた場合は、それに従って必要な改善を行います。

(人権擁護及び高齢者虐待防止のための措置)

- 第9条 当事業所は、利用者等の人権の擁護、虐待の防止等のため、その責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その職員及び管理者に対し研修を実施する等の措置を講ずるものとします。
- ① 人権擁護・虐待防止責任者には、管理者を充てる。
 - ② 組織運営の健全化
・介護の理念、事業所の運営方針を明確化し、職員間で共有する。

- ・個々の職員の職位・職種ごとの責任や役割を明確化する。
- ・サービスの自己評価を実施し、利用者等、家族等との情報共有を図る。
- ③ 職員の負担やストレスへの対応
 - ・作業手順の見直し、柔軟な人員配置を行い、負担の大きい夜勤者のいる事業所については、配慮を行う。
 - ・職員のストレスの把握、職員間の声掛けなど悩み相談の体制の整備を行う。
- ④ チームアプローチ、職員間の連携
 - ・個別のケースに対応する関係職員の役割を明確化する。
 - ・情報共有、ケア方針の決定の仕組みや手順を明確化する。
- ⑤ 職業倫理、法令遵守の意識の啓発
 - ・提供しているケアが利用者等本位のケアであるかを検証する。
 - ・目標とする介護の理念を職員間で共有する。
- ⑥ ケアの質の向上
 - ・アセスメント結果に基づく、個別の状況に即したケアを検討する。
 - ・アセスメントの活用方法について具体的、実践的な技術を習得する。
 - ・認知症や各種障害等の理解、最新の介護技術の習得のための研修の実施、研修の機会を確保する。
- ⑦ 家族等の介護者の高齢者虐待の理解促進のための支援や啓発活動を実施する。
- ⑧ 虐待が疑われる事例を発見した場合は、市町村等関係機関へ報告する。

（虐待防止に関する事項）

第10条 当施設は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講ずるものとする。

- ① 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る
- ② 虐待防止のための指針の整備
- ③ 虐待防止のための定期的な研修の実施
- ④ ①～③号に掲げる措置を適切に実施するための担当者は管理者を充てる
- 2 当施設は、サービス提供中に、当該施設従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（秘密の保持及び個人情報の保護）

第11条 当事業所とその職員は、当法人の個人情報保護方針に基づき、業務上知り得た利用者又は保証人若しくはその家族等に関する個人情報の利用目的を別紙3のとおり定め、適切に取り扱います。また正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、例外として次の各号については、法令上、介護関係事業者が行うべき義務として明記されていることから、情報提供を行なうこととします。

- ① サービス提供困難時の事業者間の連絡、紹介等
- ② 地域包括支援センターまたは、居宅介護支援事業所等との連携
- ③ 利用者が偽りその他不正な行為によって保険給付を受けている場合等の市町村への通知
- ④ 利用者に病状の急変が生じた場合等の主治の医師への連絡等
- ⑤ 生命・身体の保護のため必要な場合（災害時において安否確認情報を行政に提供する場合等）
- 2 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取扱いとします。

（緊急時の対応）

第12条 当事業所は、利用者に対し、事業所医師の医学的判断により対診が必要と認める場合、ご家族へ連絡します。ご家族は利用者主治医への連絡・受診・指示を受けて当事業所へ連絡

をお願いいたします。

- 2 当事業所は、利用者に対し、当事業所における（介護予防）短期入所生活介護での対応が困難な状態、又は、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、他の専門的機関への受診をお願いいたします。
- 3 前2項のほか、入所利用中に利用者の心身の状態が急変した場合、当事業所は、利用者及び保証人が指定する者に対し、緊急に連絡します。

（事故発生時の対応）

第13条 介護サービスを実施中、利用者に転倒、転落、誤飲、誤薬、無断外出等の事故が発生した場合は、次のとおり対処します。

- 1 必要に応じて主治医に連絡し、その指示に従う
- 2 家族等へ事故の内容、状況を報告する
- 3 必要に応じて警察へ連絡する
- 4 状況を事故発生連絡票に記入し、保険者及び広島市に連絡する
- 5 事故発生の原因を解明し、再発防止策を講じる
- 6 介護サービスの提供に起因する事故の場合は、速やかに損害賠償する

（要望又は苦情等の申出）

第14条 利用者及び保証人は、当事業所の提供する（介護予防）短期入所生活介護に対しての要望又は苦情等について、担当生活相談員に申し出ることができ、又は、備付けの用紙、管理者宛ての文書で所定の場所に設置する「ご意見箱」に投函して申し出ることができます。

（賠償責任）

第15条 （介護予防）短期入所生活介護の提供に伴って当事業所の責に帰すべき事由によって、利用者が損害を被った場合、当事業所は、利用者に対して、損害を賠償するものとします。

2 利用者の責に帰すべき事由によって、当事業所が損害を被った場合、利用者及び保証人は、連帯して、当事業所に対して、その損害を賠償するものとします。

（連帯保証人）

第16条 保証人は、利用者の本約款に起因する債務に関する連帯保証人としての義務を負うものとします。

2 保証人は、利用者と連帯して、本約款から生じる利用者の債務を負担するものとします。

3 前項の保証人の負担は、極度額1,000,000円を限度とします。

4 保証人の請求があったときは、当施設は、保証人に対し、遅延なく、利用者等の支払い状況や滞納金の額、損害賠償の額等、利用者のすべての債務の額等に関する情報を提供します。

（利用契約に定めのない事項）

第17条 この約款に定められていない事項は、介護保険法令その他諸法令に定めるところにより、入所者又は保証人と当施設が誠意をもって協議して定めることとします。

利用約款第1条から第17条に関し、本書2通を作成し、事業者、契約者が記名捺印のうえ、各1通を保有するものとします。

年 月 日

事業者 住 所 広島市安佐北区安佐町後山 12415 番地 1

事業者名 社会福祉法人 I G L 学園福祉会
第二ゆうゆうショートステイ事業所

代表者氏名 施設長 寺 崎 雅 浩 印

利用者（契約者）
住 所

氏 名 印

保証人 住 所

氏 名 印

代筆者 氏 名
利用者との関係（ ）
代筆理由

（ 利用約款保有者 ： 利用者 ☐ 保証人 ☐ ）

第二ゆうゆうショートステイ事業所のご案内

(令和 7 年 2 月 1 日現在)

1. 事業所の概要

(1) 事業所の名称等

・事業所名	第二ゆうゆうショートステイ事業所
・開設年月日	平成 1 2 年 1 月 2 1 日
・所在地	広島県広島市安佐北区安佐町大字後山 1 2 4 1 5 番地 1
・電話番号	0 8 2 - 8 3 8 - 3 3 3 4
・ファックス番号	0 8 2 - 8 3 8 - 3 6 7 8
・管理者名	寺 崎 雅 浩
・定員	5 人
・介護保険指定番号	3 4 7 0 1 0 1 0 0 1 号
・通常の送迎の実施地域	広島市全域

(2) 事業所の目的と運営方針

当事業所は、事業所の介護にあたる職員が、要支援状態または要介護状態にある高齢者に対し、居宅（介護予防）サービス計画に基づき、可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入浴、排泄、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理、及び療養上の世話を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように適切な介護を提供することを目的とした事業所です。

この目的に沿って、当事業所では、以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用ください。

〔運営方針〕

- ・「利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場にたって適切な介護サービスの提供を行います」
- ・「事業所の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスを提供する者との緊密な連携に努めます」

(3) 事業所の職員体制

<主な職員の配置状況>

	人 数	業 務 内 容
・施設長（管理者）	1 名	事業所の業務を統括します
・医師	1 名以上	健康管理及び療養上の指導を行います
・看護職員	4 名以上	健康管理や療養上の世話をしますが、日常生活上の介護、介助等も行います
・介護職員	2 0 名以上	日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言等を行います
・生活相談員	1 名	日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います
・機能訓練指導員	1 名	機能訓練を担当します
・管理栄養士	1 名	献立作成、栄養量計算及び食事提供の記録、入所者の栄養管理を実施し、調理員を指導して調理業務に従事します
・事務職員	1 名	庶務及び会計事務、ホーム内外の環境整備に従事します

＜主な職種の勤務体制＞

職 種	勤 務 体 制
1. 医師	12:30 ～ 14:00
2. 介護職員	標準的な時間帯における最低配置人員 早朝： 7:00～16:00 3 名 日中： 8:30～19:30 9 名 夜間： 16:00～翌10:00 2 名
3. 看護職員	標準的な時間帯における最低配置人員 日中： 8:00～17:00 2 名
4. 機能訓練指導員	8:30 ～ 17:30

（４）居室等の概要

当事業所では以下の居室・設備をご用意しています。入居される居室は、原則として４人部屋ですが、個室など他の種類の居室への入居をご希望される場合は、その旨お申し出下さい。（但し、ご利用者の心身の状況や居室の空き状況によりご希望に沿えない場合もあります。）

・定員 ５名

居室・設備の種類	室 数	備 考
1人部屋	5 室	
合 計	5 室	
食堂及び機能訓練室	1 室	
医務室	1 室	
静養室	1 室	
浴室	2 室	機械浴・特殊浴槽・一般浴

上記は、厚生労働省が定める基準により、指定介護老人福祉事業所に必置が義務づけられている事業所・設備です。この事業所・設備の利用にあたって、利用者に特別にご負担いただく費用はありません。

※ 居室の変更：ご利用者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により事業所でその可否を決定します。また、ご利用者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、ご利用者や保証人等と協議のうえ決定するものとします。

2. サービス内容

- ① 施設サービス計画の立案を行います。
- ② 食事：当事業所では、管理栄養士の立てる献立表により、栄養並びにご利用者の身体の状況および嗜好を考慮した食事を提供します。ご利用者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。
（食事時間） 朝食＝7:30～ 昼食＝12:00～ 夕食＝17:30～
- ③ 入浴：入浴又は清拭を最低週２回ご利用いただきます。
寝たきりでも機械浴槽を使用して入浴することができます。
（一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応します。ただし、利用者の身体の状態に応じて清拭となる場合があります。）
- ④ 排泄：排泄の自立を促すため、ご利用者の身体能力を最大限活用した援助を行います。
- ⑤ 機能訓練：機能訓練指導員により、利用者が日常生活を営むのに必要な機能を回復し、又はその減退を防止するため、機能訓練を実施します。
- ⑥ 健康管理：医師や看護職員が、健康管理を行います。
- ⑦ 栄養管理：管理栄養士がご利用者の身体の状況及び嗜好を十分に考慮し、栄養管理を行い、適切な時間に提供します。
- ⑧ その他自立への支援
 - ・寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。
 - ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
 - ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行なわれるよう援助します。

- ⑨ 夜間帯においても看護職員に連絡が取れ、緊急時には出勤して対応出来るよう、24時間連絡体制を整備しています。
- ⑩ 理美容サービス（月に2回、理容師の出張による理髪サービス（調髪）をご利用いただけます。）
- ⑪ その他
- *これらのサービスのなかには、利用者の方から基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、具体的にご相談ください。

3. 協力医療機関（病院・診療所）・訪問看護ステーション

当事業所では、下記の医療機関・訪問看護ステーション・歯科診療所に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

◇協力医療機関

医療機関の名称	長久堂野村病院
所在地	広島市安佐北区可部南四丁目17-30
診療科	外科・整形外科・内科・消化器科・循環器科・リハビリテーション科・麻酔科

医療機関の名称	クリニックアルペンローゼ
所在地	広島市安佐南区上安六丁目31番1号
診療科	内科・リハビリテーション科

◇協力訪問看護ステーション

医療機関の名称	IGL訪問看護ステーション
所在地	広島市安佐南区上安六丁目31番1号

◇協力歯科医療機関

医療機関の名称	歯科クリニックエーデルワイス
所在地	広島市安佐北区あさひが丘三丁目18番13-7-101

◇緊急時の連絡先

なお、緊急の場合には、「同意書」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

4. 施設利用に当たっての留意事項及び禁止事項

- 施設利用中の食事は、特段の事情がない限り施設の提供する食事を召し上がっていただきます。食費は保険給付外の利用料と位置付けられていますが、同時に施設は入所者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、その実施には食事内容の管理が欠かせませんので、食事の持ち込みはご遠慮ください。
- 宗教や習慣の相違などで他人を排撃し、または自己の利益のために他人の自由を侵すことのないようにお願いします。
- 入所者が、外出または外泊しようとするときは、施設に届け出てください。
- 火気は指定した場所以外では使用しないでください。特に寝具上の喫煙は厳禁です。
- 喧嘩、暴力、口論等により、他の入所者に迷惑を及ぼすことがないようにお願いします。またテレビ、ラジオ等の音量も大きすぎないように気をつけてください。
- 故意に設備備品等に傷をつけたり、無断でそれらの物を施設外に持ち出すことのないようお願いいたします。弁償をしていただく場合もあります。
- 金品の持ち込みはご遠慮ください。やむなく、持ち込まれる場合は相談員または事務員にお申し出ください。申し出のない場合の紛失等につきましては、当施設は一切責任を負いません。高価な装身具や高価な補聴器も同様です。
- 金銭等による賭け事は禁止します。
- 施設内の秩序、風紀を乱すこと、安全衛生を害することのないようにお願いします。
- 無断で備品の位置、又は形状を変えてはいけません。
- ペットの持ち込みは、禁止します。

5. 非常災害対策

消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また、消防法第8条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行います。

- (1) 防火管理者には、事業所管理者を充てます。
- (2) 火元責任者には、事業所職員を充てます。
- (3) 非常災害用の設備点検（スプリンクラー、消火器、消火栓）は、契約保守業者に依頼します。
点検の際は、防火管理者が立ち会います。
- (4) 非常災害設備は、常に有効に保持するよう努めます。
- (5) 火災の発生や地震が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行に当たります。
- (6) 防火管理者は、事業所職員に対して防火教育、消防訓練を実施します。
 - ① 防火教育及び基本訓練（消火・通報・避難）……年2回以上
（うち1回は夜間を想定した訓練を行います）
 - ② 入所者を含めた総合避難訓練……年1回以上
 - ③ 非常災害用設備の使用方法的徹底……随時
 その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとります。

6. 要望及び苦情等の相談

当事業所には生活相談の専門員として生活相談員が勤務していますので、お気軽にご相談ください。（電話 082-838-3334）要望や苦情などは、担当生活相談員にお寄せいただければ、速やかに対応いたしますが、フロント前に備えつけられた「ご意見箱」をご利用いただき、管理者に直接お申し出いただくこともできます。

- ・ 当事業所における苦情の受付（別紙「苦情解決に向けて」参照）

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

- 苦情受付窓口 生活相談員 野口 由美加
- 受付時間 毎週 月曜日～金曜日 8：30 ～ 17：30

- ・ 行政機関その他苦情受付機関

広島市・安佐北区役所 厚生部 福祉課高齢介護係	所在地 広島市安佐北区可部三丁目19-22 電話番号 (082)819-0621・FAX (082)819-0602 受付時間 8：30 ～ 17：15
広島市健康福祉局 高齢福祉部介護保険課	所在地 広島市中区国泰寺町1-6-34 電話番号 (082)504-2183・FAX (082)504-2136 受付時間 8：30 ～ 17：15
国民健康保険団体連合会	所在地 広島市中区東白島町19-49 国保会館 電話番号 (082)554-0783・FAX (082)511-9126 受付時間 8：30 ～ 17：15
広島県社会福祉協議会	所在地 広島市南区比治山本町12-2 電話番号 (082)254-3419・FAX (082)256-2228 受付時間 8：30 ～ 17：00

7. 第三者評価の実施状況

当事業所は、第三者評価を実施していません。

8. その他

当事業所についての詳細は、ホームページ（<http://www.igl.or.jp/>）や掲示板・パンフレットで確認いただけます。

(介護予防) 短期入所生活介護サービスについて

(令和 7 年 2 月 1 日現在)

1. 介護保険証・介護保険負担割合証の確認

ご利用のお申込みに当たり、ご利用希望者の介護保険証・介護保険負担割合証を確認させていただきます。

2. 短期入所生活介護の概要

短期入所生活介護は、要介護者及び要支援者の家庭等での生活を継続させるために立案された居宅介護（介護予防）サービス計画に基づき、当事業所を一定期間ご利用いただき、介護サービス、看護サービス、機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上のお世話をし、利用者の生活の質の向上および利用者のご家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るため提供されます。このサービスを提供するにあたっては、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって、短期入所生活介護計画が作成されますが、その際、利用者・保証人（ご家族）の希望を十分に取り入れ、また、計画の内容については同意をいただくようになります。

3. 利用料金（＝（１）基本料金＋（２）その他の料金）

※ 下記の金額は、利用者負担第 4 段階の方を基準にしております。

※ 利用者負担第 1～3 段階の方は、（２）①②が「介護保険負担限度額認定証」に記載されている金額となります。

「国が定める利用者負担限度額段階（第 1～3 段階①②）」に該当する利用者等の負担額

- 利用者負担は、所得などの状況から第 1～第 4 段階に分けられ、国が定める第 1～第 3 段階の利用者には負担軽減策が設けられています。
- 利用者が「利用者負担」のどの段階に該当するかは市町村が決定します。第 1～第 3 段階の認定を受けるには、利用者ご本人（あるいは代理人の方）が、ご本人の住所地の市町村に申請し、市町村より「介護保険負担限度額認定証」を受ける必要があります。この入所者負担段階について老人福祉施設が判断・決定することはできません。また、「認定証」の提示がないと、いったん「第 4 段階」の利用料をお支払いいただくことになります。（「認定証」発行後、過払い分が「償還払い」される場合があります）
- 利用者負担第 1・第 2・第 3 段階に該当する利用者とは、おおまかには、介護保険料段階の第 1・第 2・第 3 段階にある次のような方で、世帯全員（別世帯の配偶者含む）が市町村民税非課税であり、下記の負担限度額認定要件を満たす方です。

負担限度額認定要件：（１）および（２）を満たす方

利用者負担段階	所得要件（１）	資産要件（２）（預貯金等の基準）
第 1 段階	老齢福祉年金受給者、生活保護受給者	単身 1000 万円以下、夫婦 2000 万円以下
第 2 段階	年金収入等※80 万円以下	単身 650 万円以下、夫婦 1650 万円以下
第 3 段階①	年金収入等※80 万円超 120 万円以下	単身 550 万円以下、夫婦 1550 万円以下
第 3 段階②	年金収入等※120 万円超	単身 500 万円以下、夫婦 1500 万円以下

※公的年金等収入金額（非課税年金を含む）＋その他の合計所得金額

- 利用者負担第 4 段階の入所者の方であっても高齢者二人暮らし世帯などで、お一人が施設に入所しその利用料を負担すると、ご自宅で暮らす方の生活が困難になると市町村が認めた方は、「利用者負担第 3 段階」の利用料負担となります。
- その他詳細については、市町村窓口でおたずね下さい。

- その他詳細については、市町村窓口でおたずね下さい。

負担額一覧表（1日当たりの利用料）

	食 費	利用する居室のタイプ
		多 床 室
利用者負担第1段階	300	0
利用者負担第2段階	600	430
利用者負担第3段階①	1,000	
利用者負担第3段階②	1,300	

※上記表中は、負担上限額にて記載しておりますが、低い額を設定する場合、その額が該当となります。

（1）基本料金

（介護保険制度では、要介護認定による要介護の程度によって利用料が異なります。）

別紙、【第二ゆうゆうショートステイ 利用料金表】をご参照ください

集計結果により、若干の誤差が発生する場合があります。

介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用される場合は、サービス利用料金の全額がご利用者の負担となります。担当の居宅介護支援事業所もしくは地域包括支援センターの介護支援専門員が、当月利用の全事業所合計単位数から計算されますので、詳しくは担当の介護支援専門員へお問合せください。

（2）その他の料金

- ① 食費 朝食400円＊ 昼食720円＊ 夕食650円＊

（ただし、食費について負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている食費の負担限度額が1日にお支払いいただく食費の上限となります。）

- ② 居住費（光熱水費相当）（1日当たり）多床室 1,000円＊

（ただし、居住費について負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている居住費の負担限度額が1日にお支払いいただく居住費の上限となります。）

その他の項目及び金額につきましては、別紙【第二ゆうゆうショートステイ事業所利用料金表】をご参照ください

（3）支払い方法

- ・毎月15日までに、前月分の請求書を発行しますので、その月の月末までにお支払いください。

お支払いは、原則、金融機関口座自動払込みでお願いいたします。（銀行振込をご希望の場合は、別途ご相談下さい。）

■金融機関口座からの自動振込み（払込日翌月26日 ※土日祝日の場合はその翌営業日）
ご利用できる金融機関：ゆうちょ銀行・広島県下各銀行・広島県下信用金庫・農協

（相談要）請求書記載の指定口座への振込み

個人情報の利用目的

(令和7年2月1日現在)

当事業所では、個人情報保護法及び利用者の権利と尊厳を守り安全管理に配慮する「個人情報に関する基本方針」の下、ここに利用者の個人情報の「利用目的」を公表します。

【利用者への介護・福祉・医療サービスの提供に必要な利用目的】

(当事業所内部での利用目的)

- ・ 当事業所が利用者等に提供する介護・福祉・医療サービス
- ・ 介護保険事務
- ・ 介護・福祉・医療サービスの利用者に係る当事業所の管理運営業務のうち
 - － 契約、契約解除
 - － 会計・経理
 - － 事故等の報告
 - － 当該利用者の介護・福祉・医療サービスの向上

(他の事業所等への情報提供を伴う利用目的)

- ・ 当事業所が利用者等に提供する介護・福祉・医療サービスのうち
 - － 利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅支援介護事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
 - － 利用者の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
 - － 検体検査業務の委託その他の業務委託
 - － 家族等への心身の状況説明
- ・ 介護保険事務のうち
 - － 審査支払機関へのレセプトの提出
 - － 審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ・ 損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

【上記以外の利用目的】

(当事業所内部での利用に係る利用目的)

- ・ 当事業所の管理運営業務のうち
 - － 行事や催し物の際に撮影した写真の当事業所での掲示
 - － 居室の表札
 - － 誕生日や敬老会での氏名・生年月日の掲示
 - － 身元確認後の電話での問合せ
 - － 介護・福祉・医療サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
 - － 当事業所において行われる学生の実習への協力
 - － 当事業所において行われる事例研究

(他の事業所等への情報提供に係る利用目的)

- ・ 当事業所の管理運営業務のうち
 - － 外部監査機関、評価機関等への情報提供

なお、あらかじめ利用者本人の同意を得ないで、利用目的の必要な範囲を超えて個人情報を取り扱うことはいたしません。

第二ゆうゆうショートステイ事業所 (介護予防) 短期入所生活介護サービス利用同意書

第二ゆうゆうショートステイ事業所を利用するにあたり、第二ゆうゆうショートステイ事業所利用約款及び別紙1（事業所の案内）、別紙2（サービス提供に係る利用者負担額の説明）及び別紙3（個人情報の使用に関して）を受領し、これらの内容に関して、担当者（ ）による説明を受け、これらを十分に理解した上で同意します。

年 月 日

<利用者（契約者）>

・住 所

・電話番号

・氏 名

<保証人>

・住 所

・電話番号

・氏 名

・利用者との関係（ ）

<代筆者>

・氏 名

・利用者との関係（ ）

・代筆理由

介護予防短期入所生活介護・短期入所生活介護を利用するにあたり、第二ゆうゆうショートステイ利用約款に基づき、重要事項に関するこれらの利用者負担に関して、担当者（ ）による説明を受けました。その内容を十分に理解し、短期入所生活介護サービスを利用した場合に、これらの対価として事業所の定める料金を支払うことに同意すると共に下記事項を厳守することを保証人と共に誓約します。

記

1. 第二ゆうゆうショートステイ事業所の諸規程を守り、職員の指示に従います。
2. 使用料等の費用の支払いについては、第二ゆうゆうショートステイ事業所に対し一切迷惑をかけません。

以 上

本約款第5条の請求書・明細書及び領収書の送付先】

氏 名	(続柄)
住 所	
電話番号	

【本約款第11条3項緊急時及び第12条2項事故発生時の連絡先】

1	氏 名	(続柄)
	住 所	
	電話番号	

2	氏 名	(続柄)
	住 所	
	電話番号	

3	氏 名	(続柄)
	住 所	
	電話番号	